

仕 様 書

1 調達案件

令和4年度タブレット端末・Wi-Fi ルーターの借入

2 借入予定数量

タブレット 448 台

(内臓バッテリー、充電器、専用ハードケース・画面保護フィルム等を含む)

Wi-Fi ルーター 25 台

3 スケジュール

(1) 履行期間

契約締結日の翌日～令和6年7月31日

(2) 納入期限

令和5年1月31日までにシステムを利用できるように準備を行い納入すること。

(3) 借入期間 (18ヶ月レンタル)

令和5年2月1日～令和6年7月31日

4 納入場所

独立行政法人都市再生機構 (以下の納入場所に機構が指定する台数を納入すること。)

拠点	所在地
本社	神奈川県横浜市
東北震災復興支援本部	福島県いわき市 (タブレットのみ)
東日本都市再生本部	東京都新宿区 (タブレットのみ)
東日本賃貸住宅本部	東京都新宿区 (タブレットのみ)
中部支社	愛知県名古屋市
西日本支社	大阪府大阪市 (タブレットのみ)
九州支社	福岡県福岡市

5 調達物品の規格及び内容 (タブレット)

(1) 仕様

- ・iPad 第七世代以降の機種で、付属品を含めすべて未使用品であること。なお、問題なく稼働することを条件に、現行事業者による、機構が現在賃借している機器による納品も可とする。
- ・OS は iPadOS とする。
- ・端末の色は黒、白、シルバー系のいずれかとする。
- ・テレビチューナー非搭載の機種であること。
- ・端末本体はレンタル契約とする。

- ・すべて同一の機種を納入すること。

(2) タブレットの機能・設定

- ・メール通信等のデータ通信が可能な機能・性能を有すること。
- ・暗証番号等セキュリティ設定が可能で、紛失時等に拾得者による不正使用等を防止するため、コールセンター等によるサービス停止措置又は利用回線の停止措置が可能なこと。
- ・不要なアプリ等のダウンロード禁止措置等を管理者権限により一元管理できるMDMツールもしくはオプションを導入すること。

(3) 通信料等

- ・通信サービスの容量は、1 端末あたり 5 ギガバイト使えるプランとすること
- ・1 端末当たりの通信使用量が 5 ギガバイトを超えた場合は自動で使用量を増加することにより速度低下を防ぐこと。なお増加した通信使用量にかかる費用は別途請求すること。
- ・毎月の Web アクセス履歴に関して、1 台毎の明細を Web サイトへのアクセスまたはメール受信によりデータの閲覧及びダウンロードができること。
- ・契約期間中は、随時タブレット 1 回線ごとの使用状況を把握、分析の上、料金プランを見直し、最適な料金プランを提案すること。また、提案した料金プランについては、発注者が承諾した後、速やかに当該料金プランに変更すること。

(4) キットニング

- ・初期アクティベーションの実施。
- ・メールアドレス、Apple ID または Google アカウントの作成・設定。(段取りについて、落札決定後に別途相談の上実施。)
- ・メール、スケジュール閲覧等のモバイルソフトウェア (CACHATTO: ライセンス料は発注者負担とする) をはじめとしたアプリケーションのインストール。3~4 種類のインストールを想定している。
- ・MDM ツールのインストール及び認証。
- ・端末本体 1 箇所及び外箱 2 箇所に機構が指定する通し番号、また、充電器に通し番号を表示したステッカー (テプラ等の出力で可) の貼付け。
- ・破損防止のための専用のハードケース・画面保護フィルムの装着。

6 調達物品の規格及び内容 (Wi-Fi ルーター)

(1) 仕様

- ・規格は IEEE802.11a/b/g/n/ac(2.4GHz/5GHz 対応)とする。
- ・最大通信速度は受信最大 722Mbps/送信最大 46Mbps 以上とする。
- ・テザリング台数は 10 台以上とする。
- ・AC アダプタ等が付属すること。
- ・端末本体はレンタル契約とする。
- ・外部端末が Wi-Fi ルーターの通信に接続する際に必要となるパスワードは、機構が指定するものを設定できる。

(2) 通信料等

- ・通信サービスの容量は、1 端末あたり 50 ギガバイト使えるプランとすること
- ・1 端末当たりの通信使用量が 50 ギガバイトを超えた場合は自動で使用量を増加することにより速度低下を防ぐこと。なお増加した通信使用量にかかる費用は別途請求すること。
- ・契約期間中は、Wi-Fi ルーターの使用状況を把握、分析の上、料金プランを見直し、最適な料金プランを提案すること。また、提案した料金プランについては、発注者が承諾した後、速やかに当該料金プランに変更すること。

(3) キットティング

- ・端末本体及び充電器等に機構が指定する通し番号を表示したステッカー（テプラ等の出力で可）の貼付け。

7 保守

- ・端末の故障、紛失時には無償交換が可能なサービスを付加すること。
- ・契約期間中、通信障害等発生時は、受注者又は受注者が供する携帯電話通信事業者のサポート・サービス保守体制が提供できるものとする。なお、同サポート・サービス保守にかかる費用については、本契約に含むものとする。
- ・発注者の事務所内において電波状況が悪いと認められる場合は、レピーター等の改善を施すこと。

8 支払

- ・初期導入作業にかかる費用は作業完了時に支払う。
- ・毎月の通信料、保証サービス料、レンタル料等は利用期間に毎月支払う。

9 利用終了後の取扱い

- ・利用終了後は各端末を回収（郵送可）のうえ、端末内のデータを確実に抹消すること。
- ・また、回収に係る費用は受注者が負担するものとする。

以 上